

【就労形態の考え方】

	定 義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数(＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達していること。	○常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 40 H 勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数(＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達していないこと。	○常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 20 H 勤務の者。
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業者(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	○週 40 H 勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス業務のみ従事する場合。
兼務	事業所の従業者(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。	○週 40 H 勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。

【就労形態のパターン】

	専 従	兼 務
常勤	常勤専従 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。 ○例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 40 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。	常勤兼務 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。 ○例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 40 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。
非常勤	非常勤専従 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。 ○例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 20 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。	非常勤兼務 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。 ○例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 20 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。